

要請先一覽

2月25日(木)

- | | | | |
|-------|-----------------------|--------|--------------|
| 11:30 | 厚生労働副大臣 | 山本博司 氏 | 【要請書①】 |
| 13:00 | 衆議院議員 | 細田博之 氏 | 【要請書①】【要請書②】 |
| 13:30 | 衆議院議員 | 竹下 亘 氏 | 【要請書①】【要請書②】 |
| 14:15 | 参議院議員 | 青木一彦 氏 | 【要請書①】【要請書②】 |
| 14:40 | 参議院議員 | 三浦 靖 氏 | 【要請書①】【要請書②】 |
| 15:00 | 参議院議員 | 舞立昇治 氏 | 【要請書①】【要請書②】 |
| 15:30 | 経済産業省 中小企業庁
官房総務課長 | 定光裕樹 氏 | 【要請書②】 |
| 17:00 | 内閣府 大臣官房総務課
企画官 | 鈴木智之 氏 | 【要請書①】【要請書②】 |

第三波の経験と検証を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対策
の改善・強化について

様

令和 3年 2月

島 根 県

第三波の経験と検証を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の改善・強化について

所謂、第三波では、東京都等において、保健所による濃厚接触者や感染経路調査等の縮小のほか、自宅療養や入院調整中の患者が多数に上るなど、様々な課題が浮き彫りになりました。

保健所機能の縮小は、濃厚接触者のPCR検査を本来ならば受検できた方に実施できず、結果として、無症状感染者の市中での行動を許容し、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを市中に残すことになっています。また、医療提供体制のひっ迫は、自宅療養や宿泊療養中の死亡例発生の一因になっていると考えます。

東京2020オリンピック・パラリンピックは、全世界からアスリート・役員などが来日し、感染リスクが高まる大規模イベントであり、東京都内における第三波の経験と検証を踏まえた感染症対策の改善・強化を講じられなければ、感染再拡大を招く恐れがあります。

そのため、政府及び東京都による第三波の経験と検証を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の改善・強化がなされないままでは、今夏、東京2020オリンピック・パラリンピックを開催すべきではなく、また、そのプレイベントである県内での聖火リレーについても、中止と判断せざるを得ないと考えております。

東京2020オリンピック・パラリンピックを国民の安心の下で開催するためには、開催中に第三波と同様の流行が生じるという事態も想定し、保健所機能の縮小や自宅療養・宿泊療養中の死亡を招かないよう、先般の新型インフルエンザ特別措置法及び感染症法の改正による各種措置の強化に加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック開催と両立できる感染拡大防止対策を具体的に講じられるべきと考えます。

東京都等における新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令されるような事態となれば、地方において自県の感染拡大を抑えたとしても、飲食店の利用控えや往来・宿泊需要喚起策の停止によって、結果的に飲食業や宿泊業等を中心に影響が全国的に及ぶ可能性があることから、政府においては、東京都内における第三波の経験と検証を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の改善・強化を図られるよう強く要請します。

令和3年2月25日

島根県知事

丸山 達也

緊急事態宣言の影響を受ける
飲食店等への支援について

様

令和 3 年 2 月

島 根 県

緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援について

島根県のような感染が抑えられている地域においても、1月7日の国の緊急事態宣言に伴う対策の内容が、飲食店の時間短縮に重きを置いたものであったため、飲食店の利用を控える傾向が非常に強くなり、飲食店及びその関連事業者（以下「飲食店等」という。）では、緊急事態宣言発令地域や時短要請がされている地域（以下「緊急事態宣言等地域」という。）と同様に売上げが大幅に落ち込み、極めて厳しい経営環境に置かれています。

しかしながら、飲食業者への時短要請協力金や、その関連事業者への一時支援金などの国の支援は、緊急事態宣言等地域に限られており、こうした追加の支援措置がないそれ以外の地域との間で、受けられる支援措置に不公平が生じています。その結果、島根県内のような、緊急事態宣言等地域以外の飲食店等は、極めて厳しい経営環境に置かれています。

したがって、国の責任において、早急にこの緊急事態宣言等地域とそれ以外の地域との不公平を是正し、緊急事態宣言等地域以外の事業者の窮状に対して手を差し伸べる必要があります。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピックは、全世界からアスリート・役員などが来日し、感染リスクが高まる大規模イベントであり、東京都内における第三波の経験と検証を踏まえた感染症対策の改善・強化が講じられなければ、感染再拡大を招く恐れがあります。そうなれば、再び緊急事態宣言が発令されるような事態となり、現状の不公平な状況のままでは、島根県内のような緊急事態宣言等地域以外の飲食店等は、再び、極めて厳しい経営環境に追い込まれます。

そのため、島根県としては、感染症対策の改善・強化や、飲食店等への公平な支援措置がなされないままの東京2020オリンピック・パラリンピックの開催には反対であります。そして、その開催を前提としたイベントである県内での聖火リレーの実施は、現状のままでは、中止と判断せざるを得ないと考えています。

については、現在支援が届いていない極めて厳しい経営環境にある飲食店等を下支えし、国民が感染拡大防止と社会経済活動の維持を持続的に両立できるとの安心の下で、東京2020オリンピック・パラリンピックを開催できるよう、厳しい経営環境にある飲食店等への下記のような公平な支援措置を早急に講ずるよう強く求めます。

記

1. 緊急事態宣言等地域と同様に厳しい経営環境にある飲食店に対して、飲食店向けの給付金制度（例えば緊急事態宣言発令期間1日あたり3万円相当）を創設すること
2. 緊急事態宣言地域の飲食店との取引に限定して実施する予定の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を、緊急事態宣言地域以外の飲食店との取引も対象とした制度に拡充すること

令和3年2月25日

島根県知事

丸山 達也

(参考)

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部（令和3年2月6日）

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言」抜粋

《以下、抜粋》

- 全国で一致団結し感染拡大を抑え込む対策を実施してきたところであり、精力的に取り組んだ緊急事態宣言対象地域以外においても、飲食業をはじめ観光、交通等を含め各業種に厳しい影響が生じており、こうした事業者が国全体の感染拡大防止に協力し雇用継続に努力されていることに鑑み、国におかれては、緊急事態宣言対象地域以外においても実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して、「協力要請推進枠」の運用拡大を継続するほか弾力的な運用を行うなど、休業や営業時間短縮要請が円滑に行えるよう引き続き国として全面的な財政措置を行うこと。
- 今回の緊急事態措置は、飲食業を中心に営業時間短縮要請が講じられたため、緊急事態宣言の対象でない地域において要請が行われた場合はもとより、要請が行われていない場合にあっても、飲食業及び関連事業者の売上が激減している状況を踏まえ、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給などにより地域間の不公平を是正し、全国の飲食業を支援すること。また、営業時間短縮要請の協力金については、緊急事態措置対象地域内外で公平な措置を講ずるとともに、事業規模に応じた支給等のあり方について検討すること。
- 営業時間短縮要請により、飲食店で働くパートやアルバイトも経済的な影響を受けることから、事業者に対して、パート、アルバイト等への休業手当の支払いと雇用調整助成金の活用などを強く働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- 緊急事態宣言に伴う外出自粛等の影響により売上が減少した中堅・中小事業者に対する一時金の給付について、対象となる事業者の考え方等を早期に明らかにするとともに、提出書類や審査を簡素化し速やかに支給すること。また、緊急事態宣言対象地域からの利用者の減少により直接的・間接的な影響を受けた全国各地の事業者に加えて、緊急事態宣言対象地域以外において営業時間短縮要請に応じた事業者や取引先、加えて、独自の会合等の自粛要請を行った場合も対象とするなど、公平性のあるものとし、支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和など、大幅な拡充を図ること。

参 考 資 料

1. 島根県内の新型コロナウイルス感染症の状況等 1 頁
2. 地方創生臨時交付金の「地方単独事業分」と「協力要請推進枠」 . . . 5 頁
3. 島根県独自の飲食業・観光業での消費喚起施策 9 頁
4. 飲食店の窮状を伝える地元新聞記事 10 頁
5. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 12 頁

令和 3 年 2 月

島 根 県

— この資料の内容に関するお問い合わせ窓口 —

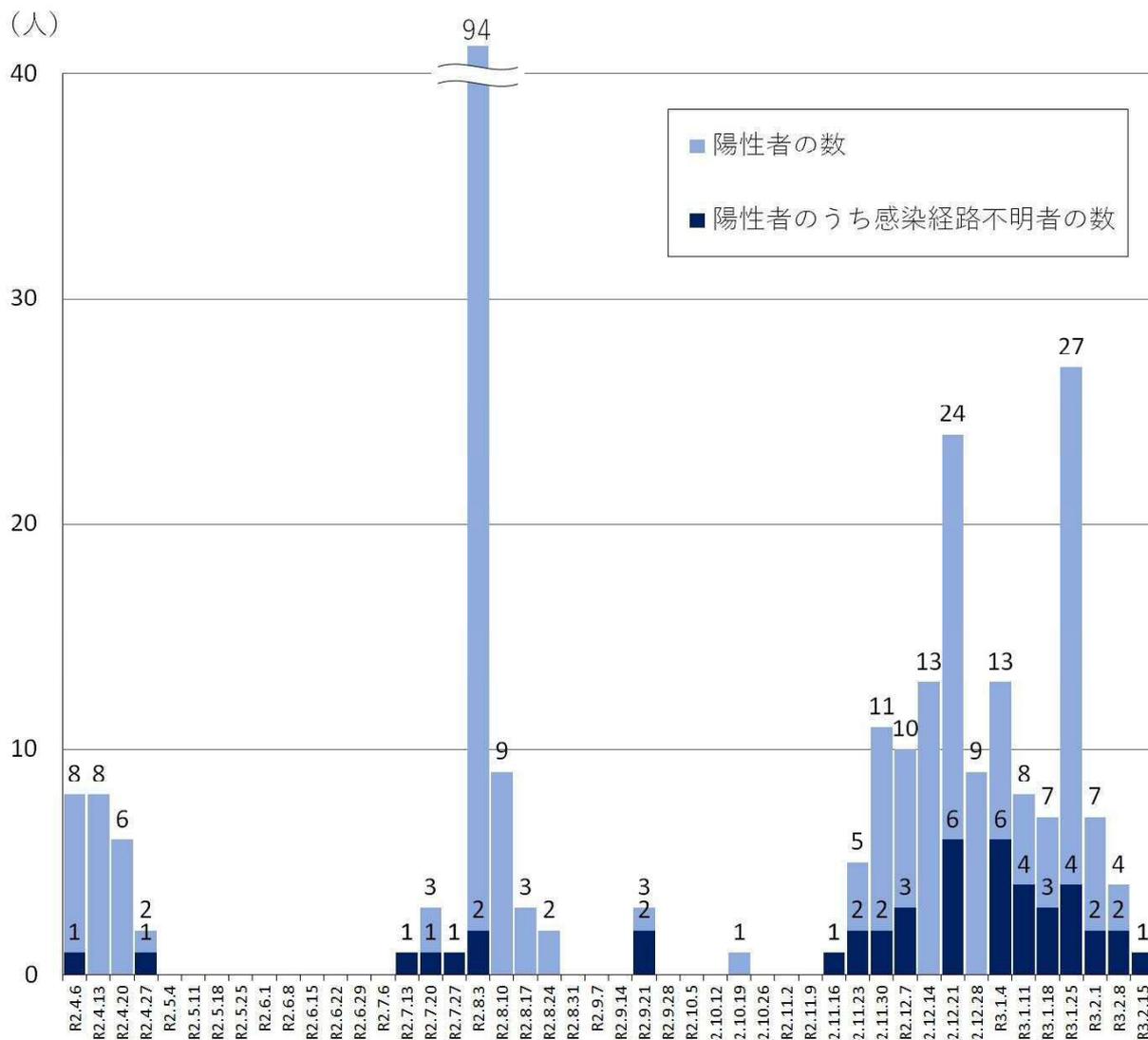
島根県政策企画局 政策企画監室

TEL 0852(22)6233 FAX 0852(22)6034

※ お問い合わせの内容によっては、担当部署におつなぎする場合があります

1. 島根県内の新型コロナウイルス感染症の状況等

(1) 陽性者の発生状況（令和2年4月以降）



感染経路不明者の割合

第1波（R2/4/6～R2/5/3）

$$2/24 = 8.3\%$$

第2波（R2/7/13～R2/8/30）

$$5/113 = 4.4\%$$

第3波（R2/11/16～R3/2/21）

$$36/140 = 25.7\%$$

(2) 人口10万人あたりの陽性者数

R3. 2. 22現在

	都道府県	人口(千人) (R1. 10. 1)	陽性者数(人)	人口10万人あたりの 陽性者数(人)
1	東京都	13,921	109,912	789.5
2	沖縄県	1,453	8,093	557.0
3	大阪府	8,809	46,679	529.9
4	神奈川県	9,198	44,181	480.3
5	千葉県	6,259	25,676	410.2
6	埼玉県	7,350	28,756	391.2
7	北海道	5,250	18,835	358.8
8	京都府	2,583	9,017	349.1
9	福岡県	5,104	17,819	349.1
10	愛知県	7,552	25,569	338.6
11	兵庫県	5,466	17,806	325.8
12	奈良県	1,330	3,338	251.0
13	岐阜県	1,987	4,675	235.3
14	群馬県	1,942	4,381	225.6
15	栃木県	1,934	4,037	208.7
16	熊本県	1,748	3,437	196.6
17	茨城県	2,860	5,595	195.6
18	宮崎県	1,073	1,946	181.4
19	広島県	2,804	4,999	178.3
20	滋賀県	1,414	2,398	169.6
21	石川県	1,138	1,797	157.9
22	宮城県	2,306	3,563	154.5
23	三重県	1,781	2,480	139.2
24	静岡県	3,644	5,015	137.6
25	岡山県	1,890	2,470	130.7
26	高知県	698	884	126.6
27	和歌山県	925	1,159	125.3
28	佐賀県	815	1,017	124.8
29	長崎県	1,327	1,605	120.9
30	山梨県	811	935	115.3
31	長野県	2,049	2,358	115.1
32	大分県	1,135	1,286	113.3
33	鹿児島県	1,602	1,747	109.1
34	福島県	1,846	1,876	101.6
35	山口県	1,358	1,369	100.8
36	富山県	1,044	903	86.5
37	愛媛県	1,339	1,052	78.6
38	香川県	956	744	77.8
39	福井県	768	542	70.6
40	青森県	1,246	812	65.2
41	徳島県	728	447	61.4
42	山形県	1,078	537	49.8
43	新潟県	2,223	1,032	46.4
44	岩手県	1,227	553	45.1
45	島根県	674	281	41.7
46	鳥取県	556	208	37.4
47	秋田県	966	269	27.8
	合計	126,167	424,090	

※人口はR1. 10. 1「人口推計」(総務省統計局)

※陽性者数は厚労省HPから引用

(3) 人口10万人あたりの死亡者数

R3. 2. 22現在

	都道府県	人口(千人) (R1. 10. 1)	死亡者数(人)	人口10万人あたりの 死亡者数(人)
1	北海道	5,250	660	12.6
2	大阪府	8,809	1,092	12.4
3	東京都	13,921	1,274	9.2
4	兵庫県	5,466	505	9.2
5	沖縄県	1,453	114	7.8
6	埼玉県	7,350	525	7.1
7	神奈川県	9,198	649	7.1
8	愛知県	7,552	506	6.7
9	千葉県	6,259	405	6.5
10	京都府	2,583	153	5.9
11	石川県	1,138	61	5.4
12	岐阜県	1,987	105	5.3
13	福岡県	5,104	269	5.3
14	群馬県	1,942	83	4.3
15	熊本県	1,748	72	4.1
16	福島県	1,846	69	3.7
17	茨城県	2,860	103	3.6
18	広島県	2,804	101	3.6
19	栃木県	1,934	65	3.4
20	奈良県	1,330	45	3.4
21	福井県	768	25	3.3
22	滋賀県	1,414	44	3.1
23	三重県	1,781	49	2.8
24	山口県	1,358	36	2.7
25	長崎県	1,327	36	2.7
26	富山県	1,044	27	2.6
27	静岡県	3,644	93	2.6
28	岩手県	1,227	30	2.4
29	高知県	698	17	2.4
30	徳島県	728	16	2.2
31	山梨県	811	16	2.0
32	長野県	2,049	41	2.0
33	宮崎県	1,073	21	2.0
34	香川県	956	18	1.9
35	大分県	1,135	21	1.9
36	和歌山県	925	17	1.8
37	愛媛県	1,339	23	1.7
38	青森県	1,246	19	1.5
39	岡山県	1,890	29	1.5
40	鹿児島県	1,602	24	1.5
41	山形県	1,078	15	1.4
42	宮城県	2,306	24	1.0
43	佐賀県	815	8	1.0
44	秋田県	966	6	0.6
45	新潟県	2,223	14	0.6
46	鳥取県	556	2	0.4
47	島根県	674	0	0.0
	合計	126,167	7,527	

※人口はR1. 10. 1「人口推計」(総務省統計局)

※陽性者数、死亡者数は厚労省HPから引用

(4) 飲食店の利用に関する島根県民へのメッセージ

R 3. 2. 5 現在

飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

- (1) 「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 県外からの帰省など、県外の方が自宅に宿泊されたご家庭の方は、県外の方が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。
- (3) 県外への帰省など、県外の方の自宅に宿泊された方も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。
- (4) 飲食店の利用について、当面、
 - ① 飲食の際の人数を、9人以下とすること。
ただし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
 - ② 時間については1時間30分を限度とすること。
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること。
 - ② 県内でも、県外の人との利用を控えること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う。

2. 地方創生臨時交付金の「地方単独事業分」と「協力要請推進枠」

R3.2.24（水）時点 <島根県作成>

区 分	地方単独事業分 (第3次補正分)	協力要請推進枠 (※1)	合 計
時短要請をした 都道府県分 計	3,925億円 31都道府県	<u>2兆889億円</u> (※2) 31都道府県 (※3)	2兆4,814億円 31都道府県
うち東京都	262億円	4,102億円 (※4) + α (※5)	4,364億円 + α <u>(3.1万円 + β / 人)</u>
時短要請をしていない 県分 計	1,075億円 16県	<u>なし</u>	1,075億円 16県
うち島根県	63億円	なし	63億円 <u>(0.9万円 / 人)</u>
都道府県分 計	5,000億円 47都道府県	2兆889億円 31都道府県	2兆5,889億円 47都道府県

(※1) 即時対応特定経費交付金分を含む。

協力要請推進枠で協力金の8割が支援され、地方負担分の2割についても、金額が一定規模以上となる場合には、即時対応特定経費交付金により追加支援が行われる。

(※2) 2兆889億円の内訳

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| ① 第2次補正予算 | 500億円 |
| ② 新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和2年12月25日追加分 | 2,169億円 |
| ③ 新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和3年1月15日追加分 | 7,418億円 |
| ④ 第3次補正予算1.5兆円の中の即時対応分 | 2,000億円 |
| ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和3年2月9日追加分 | 8,802億円 |

(※3) 島根県調べ（現在は実施していないが、これまでに実績がある都道府県を含む。また、都道府県全体ではなく、一部の地域のみが対象の都道府県も含まれる。）

(※4) 東京都の予算計上額を基に機械的に試算した協力要請推進枠

(1) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の予算計上額（東京都HPから作成）

- | | |
|-------------------|---------|
| ① 11月28日から12月17日分 | 200億円 |
| ② 12月18日から1月7日分 | 470億円 |
| ③ 1月8日から2月7日分 | 1,528億円 |
| ④ 2月8日から3月7日分 | 2,076億円 |
| ⑤ 2月18日追加分 | 854億円 |
| 合 計 | 5,128億円 |

(2) 協力要請推進枠（試算）

$$5,128億円 \times 0.8 = 4,102億円$$

(※5) 協力要請推進枠4,102億円とは別に、地方負担分の2割についても、金額が一定規模以上となる場合には、即時対応特定経費交付金により追加支援が行われる。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

1. 補正予算計上額 1.5兆円（うち地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

- (1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
- (2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額（※）を上限として交付金を交付。

※ 交付限度額の算定の考え方は今後公表。

即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付。

4. 使途

地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、地方公共団体が効果的に営業時間短縮要請等を行い、協力の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する。これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

- **追加配分の対象となる要請**
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う**営業時間短縮要請等**であつて、**特措法担当大臣との協議**を経たもの（以下「支援対象要請」という。）
- **追加配分の対象団体**
 支援対象要請に伴い、協力を支出する都道府県（原則として都道府県に配分）
- **追加配分額**
 知事が行う営業時間短縮要請等の内容（対象店舗数、協力の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付

対象店舗数 (A) ※ 1	×	協力の額 (B) ①月額換算最大180万円(時短要請を20時まで等) ②月額換算最大120万円 ※ 2	×	80% (C) ※ 3
------------------	---	--	---	----------------

- ※ 1 要請等の対象となる**飲食店**（酒類を提供する**飲食店等**から対象を拡大）のうち、要請に応じ協力金等の支払い等を行うこととなる店舗数
- ※ 2 1日当たり協力金額(①緊急事態措置を実施すべき区域:最大6万円、②それ以外の都道府県:最大4万円)×要請日数(緊急事態措置を実施すべき区域は時短要請を20時まで等とする場合のみ算定対象)
- ※ 3 国の分担割合

- **適用時期**
 令和2年11月1日以降に行われる要請に適用
 （現行の協力金額の上限は、令和3年1月8日以降を対象期間とする要請に適用）
- 「協力要請推進枠」の**予算額**

1兆87億円	}	500億円	（第2次補正予算2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて留保していた分）
		2,169億円	（新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和2年12月25日追加分）
		7,418億円	（新型コロナウイルス感染症対策予備費による令和3年1月15日追加分）

地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」とその対象となる「時短要請協力金」の変遷

予算区分	協力要請推進枠		時短要請協力金	
	予算額	決定	適用期間	1日当たり最大協力金額 対象
第2次補正	500億円	R2.6.12成立	R2.11.1～	2万円 酒類提供店等
予備費	2,169億円	R2.12.25閣議決定	R2.12.16～	4万円 酒類提供店等
予備費	7,418億円	R3.1.15閣議決定	R3.1.8～	6万円／4万円 飲食店へ拡大
第3次補正	2,000億円	R3.1.28成立 即時対応分		
予備費	8,802億円	R3.2.9閣議決定		
計	20,889億円			

〔再掲〕

第2次補正	500億円	R2.6.12成立
第3次補正	2,000億円	R3.1.28成立
予備費	18,389億円	R2.12.25/R3.1.15/R3.2.9決定
計	20,889億円	

3. 島根県独自の飲食業・観光業での消費喚起施策

事業名	事業内容	実施期間	県予算額	効果(想定)	
					うち利用者負担
【飲食業への消費喚起策】			1,417	4,742	3,162
しまねプレミアム飲食券	県民を対象に県内飲食店等で利用できる特典付き前売りチケットを発行し、利用を促進 額面6000円分のチケットを4000円で販売(プレミアム率50%) (29万組)	R2.7月～R2.11月	797	1,742	1,162
Go To Eat キャンペーンの プレミアム上乗せ	Go To Eatキャンペーンの特典に県分に上乗せし、県内飲食店での利用を促進 額面6000円分のチケットを4000円で販売(県が1000円分特典上乗せ) (プレミアム率25%を50%にアップ) (50万組)	今後実施予定 (予算措置済)	600	3,000	2,000
Go To Eat キャンペーンの 登録店舗の拡大	商工団体からの店舗への登録の働きかけやキャンペーンの情報発信強化による 店舗登録の促進及びキャンペーンの周知	現在実施中	20	—	—
【観光業への消費喚起策】			753	2,012	1,618
しまねプレミアム宿泊券	県民を対象に県内の対象宿泊施設で利用できる特典付き前売りチケットを発行し、 利用を促進 額面5000円分のチケットを3000円で販売(プレミアム率66%) (14万枚)	R2.7月～R3.2月	361	722	433
宿泊者へのしまねの日本酒 プレゼント	県内の宿泊施設に対象宿泊プランで宿泊された方に島根の地酒をプレゼントし、 誘客を促進 (1万人分)	R3.2月～R3.3月	20	80	80
宿泊者への地酒と県産米の プレゼント	県内の宿泊施設に対象宿泊プランで宿泊された方に島根の地酒と県産米を セットでプレゼントし、誘客を促進 (10万人分)	R3.4月～ (予算措置済)	241	1,000	1,000
We Love 山陰キャンペーン	鳥取・島根の両県が連携し、両県民が山陰エリアの対象施設で宿泊や入館された 際の経費を助成 宿泊施設:補助率 1/2(上限5000円/1人/1回あたり) 観光施設:(島根県)しまねプレミアム観光券を利用することで割引適用 (6千人分)	R3.3月 (予算措置済)	35	60	30
しまねプレミアム観光券	県内観光施設への入場料や体験料に利用できる特典付き前売り券を発行し、県内 観光施設の周遊を促進 額面1000円分のチケットを500円で販売(プレミアム率100%) (15万冊)	R2.11月～R3.3月	96	150	75
【 合 計 】			2,170	6,754	4,780

(単位:百万円)

※上記のほか、中小企業者等に対する資金繰り支援として、国が創設した無利子、無保証料の融資制度に、県単独制度(融資枠0.8億円)を上乗せし、融資枠を拡大。(県予算76億円)
また、県内の飲食サービス事業者等が行う感染防止対策や新たな取組に対する補助制度(補助率80%)を創設。(補助対象事業規模 24億円(内訳:国9、県5、市町村5、事業者5))

4. 飲食店の窮状を伝える地元新聞記事

山陰中央新報 令和3年2月20日（土曜日）26面 掲載記事

著作権保護のため非表示

山陰中央新報 令和3年2月20日（土曜日）27面 掲載記事

著作権保護のため非表示

5. 緊急事態宣言の影響緩和に係る

一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給します。

中小法人等 上限60万円
 個人事業者等 上限30万円

対象期間 1月～3月
 対象月 対象期間から任意に選択した月

給付額の計算方法

$$= \text{前年又は前々年の対象期間の合計売上} \\ - \text{2021年の対象月の売上} \times 3\text{ヶ月}$$

【要件】

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① **緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、**

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定

または、

② **緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと**

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定

により、

本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）

▲50%以上減少していること

注1：「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。

注2：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。

注3：一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、同緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。

注4：飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。

注5：都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。

5. 緊急事態宣言の影響緩和に係る

一時支援金

大企業

中堅企業

中小企業・
小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・
販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【一時支援金の事業確認（「事業確認通知（番号）」発行）】

- ・ 一時支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、申請予定者が、①事業を実施しているのか、や②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
- ・ 2月中旬より、申請予定者の①②についてテレビ会議又は対面で事前確認する「事業確認機関」を募集します。F
- ・ 申請予定の事業者は、申請前に、事業確認機関で、①②の確認を受けて、事業確認通知（番号）の発行を受けてください。

2月下旬 事前の事業確認の受付

【確認手順】

1. 緊急事態宣言の影響の確認に必要な書類（下記記載）を準備
2. 全国各地に指定する事業確認機関（2月下旬に事業確認機関の一覧を公開予定）の予約
3. 同機関にて、事業の実施状況や宣誓・同意状況等の確認を受けて「事業確認通知（番号）」を受理

【必要な書類】

①事業実施

- ・ 2019年及び2020年の確定申告書
- ・ 2019年～2021年対象月までの毎月の売上台帳、帳票類及び通帳等
- ・ 本人確認書類（個人事業者）や登記事項証明書（中小法人）等

②給付対象の理解

- ・ 宣誓・同意書（2月中旬に所定の様式を公表予定）

3月初旬 一時支援金の申請受付開始

【申請方法】

1. 一時支援金事務局が設置する予定のWEBページにてアカウント登録
2. 申請に関わる基本情報を記載の上で、以下の必要書類を添付
3. 申請ボタンを押下
※オンラインでの申請が困難な方向けに申請内容の入力のサポートを実施予定

【必要な書類】

- ・ 確定申告書：2019年及び2020年の確定申告書
- ・ 売上台帳：2021年の対象月の売上台帳
- ・ 宣誓・同意書：2月中旬に所定の様式を公表予定
- ・ 本人確認書類（個人事業者等の場合）：運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等
- ・ 通帳：銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なページ
- ・ 事業確認通知（番号）：事業確認機関が発行する事業確認通知（番号）

【その他の詳細はこちらをご覧ください】

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

【お問い合わせ先】

下記のWeb質問フォームで質問できます。個別にお返事をすることは控えさせていただきますが、頂いた御質問のうち、よくあるご質問につきましては、Q&Aを作成・公表いたします。 <https://emotion-tech.net/x0IE58n2>

